

本のうち平成四年以前の教科書展示会に出品されたものの保存については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月三〇日文部省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年七月二日文部省令第三三号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月三一日文部省令第五三号)

(施行期日) この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条 この省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第一條中「文部科学省検定済教科書」又は「文部科学者著作教科書」とあるのは、「文部科学省著作教科書」若しくは「文部科学省検定済教科書」又は「文部省著作教科書」若しくは「文部科学省著作教科書」とし、第七十七条の規定による改正後の教科用図書検定規則第十五条中「文部科学省検定済教科書」とあるのは、「文部省検定済教科書」又は「文部科学省検定済教科書」とする。

附 則 (平成一五年三月二八日文部科学省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号) 抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二八年七月六日文部科学省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学省令第一二号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 (令和元年七月一日文部科学省令第九号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1 (経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 (経過措置) この省令は、令和三年一月一日から施行する。

別記様式

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

文部科学大臣	殿	年	月	日		
(発行者名)						
(代表者名)						
教 科 書 発 行 届						
年度用使用教科書として、別紙記載の教科書を発行したいので、届け出ます。 なお、その点数は下記のとおりであります。						
記						
小学校用	() 点	特別支援学校用			視覚障害者用	() 点
中学校用	() 点				聴覚障害者用	() 点
高等学校用	() 点				知的障害者用	() 点
					計	() 点

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

使用学校の種類 ()